

町長施政方針

おこ 耕そう！「そこちからむかわの底力」で

わたしたちの未来へつなぐ

～「きょうそう共創」つく共に創るまちづくりへ～



令和4(2022)年6月

むかわ町

1 はじめに 1 頁

2 町政運営の基本的な考え方 1 頁

◆基本姿勢

おこ 耕そう！「そこちからむかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ

◇行動指針

きょうそう 「共創」 つく 共に創るまちづくりへ

3 目指すまちの実現に向けて 3 頁

(1) ふせぐ 3 頁

(2) くらす 5 頁

(3) まもる 8 頁

(4) はたらく 1 2 頁

(5) まなぶ 1 7 頁

(6) つなぐ 1 9 頁

4 むすび 2 1 頁

1 はじめに

本日、議員の皆さんにはご出席をいただき、町議会第2回定例会を開会できますことに、厚くお礼申し上げます。

今議会は、改選後の定例会としては初回となりますので、私の向こう4年間の任期における町政運営に臨む所信を申し上げます。

2 町政運営の基本的な考え方

まず、私の3期目における町政運営の基本的な考え方について、述べさせていただきます。

これまでの2期8年間は、『^{おこ}耕そう！「^{そこちから}むかわの底力」でわたしたちの未来を』をテーマに掲げた1期目。2期目は、1期目のテーマに『未来へつなぐ』を加え、地元力をさらに^{こうじょう}耕上させるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震による建物の倒壊など、甚大な被害を受け、関係機関・団体・ボランティア等多くの方々からご支援をいただきながら、町民一丸となって一日も早い復旧・復興を目指し、現在まで取り組んでおります。

令和元(2019)年7月に「むかわ町復興計画」、令和3(2021)年3月に同計画を内包した「第2次むかわ町まちづくり計画」及び「むかわ町行政改革大綱(2021)」、同年7月に「むかわ町強靱化計画」、本年3月には「むかわ町まちなか再生基本計画」を策定し、復興に向けた取組を加速化してまいりました。

一方、令和2(2020)年から国内でも流行した新型コロナウイルス感染症については、収束の見通しは立たず、依然として町民生活や経済活動に影響を及ぼしています。

そのような中、感染防止・拡大抑制のため、今なお献身的に社会を支え続けていただいている、医療関係者をはじめとした全ての皆さんに改めて感謝とお礼を申し上げます。

また、町民の皆さんには、日常生活や公共施設利用においてご不便をおかけする状況になっておりますが、感染拡大防止の取組等にご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、国内における経済状況は、ウクライナ情勢や中国のロックダウンの影響もあり、ガソリンや電気料金など物価が高騰し、個人消費の落ち込みが懸念されている状況にあります。今後、海外からの入国制限解除によりインバウンド需要の増加が景気回復の鍵となります。

都市部への人口集中と地方の過疎化は現在も進行しており、本町においても将来に不安を抱えている状況であります。近年は子育て世代の転入超過がみられ、震災にもコロナ禍にも負けず、継続的に行ってきた取組が実を結びつつあります。

3期目にあたりましては、町民の皆さんの命と健康、暮らしや地域経済を守ることなど、コロナ対策を最優先に取り組み、『防災を起点にした防災対策先導のまち』として、いざという時の備えを固めるよう「事前復興」と、未来に向けた「創造的復興・創生」を両輪としたまちづくりを推進してまいります。

一方、デジタル技術を活用し、新たな社会システムを取り入れた利便性や満足度の高い生活やSDGs^{エスディージーズ}（持続可能な開発目標）を実現しようとする潮流は、このコロナ禍を契機として確実に強まっており、従来の業務手法を変革していく姿勢が求められております。

政府は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを宣言し、エネルギー供給構造の変革だけでなく、グリーン社会の実現に向けて、大胆な環境投資を進めること

を打ち出しております。

長期化するコロナとの闘い、北海道胆振東部地震からの創造的復興、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）^{デジタルトランスフォーメーション}（デジタル技術を活用した行政サービスの向上等）の推進、脱炭素社会の実現、SDGs^{エスディージーズ}と連携した持続可能なまちづくりなど、待ったなしの命題に対応していかなければなりません。

そのために、町民・事業者・行政が一丸となって『^{おこ}耕そう！「^{そこちから}むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』を基本姿勢として、これまで培ってきた多様な「つながり」を活かしながら、『^{きょうそう}「共創」^{つく}共に創るまちづくり』を着実に進めてまいります。

基本姿勢

^{おこ}『^{そこちから}耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』

行動指針

『^{きょうそう}「共創」^{つく}共に創るまちづくりへ』

3 目指すまちの実現に向けて

それでは、今後、4年間の主要な施策について、「ふせぐ」、「くらす」、「まもる」、「はたらく」、「まなぶ」、「つなぐ」の6つの柱でまとめた基本政策ごとにご説明を申し上げます。

(1) ふせぐ

一つ目の柱は「ふせぐ」。ポストコロナを見据え、コロナ禍を克服するまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症は、今なお社会や経済に多大な影響をも

たらし続けているため、町民の皆さんの命と健康を守り、そして安全・安心な生活を支えていくことを最優先にした取組を進めているところでございます。

その取組の一つである、ワクチン接種については、高齢者で約9割、全体でも7割以上の方に3回接種していただいております。各関係機関、事業者、並びに町民の皆さんのご協力に感謝を申し上げます。

4回目の追加接種については、これまでの経験を踏まえつつ、国の動向を見極めながら、希望する町民の皆さんが早期に接種できるよう進めてまいります。

さて、国内の経済状況は持ち直しの動きは続いているものの、感染症の拡大や供給面での制約、原材料価格高騰の影響がある中で、国の補正予算などを最大限に活用しながら、ステージに応じて、感染拡大防止対策と併せ、経済対策を進めてまいります。

また、本年4月にコロナ禍において、ウクライナ情勢等で直面する物価高騰等によって、経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、事業者等に対する支援などの対策「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が国から示されたことから、町民の皆さんの生活支援や事業者支援に取り組んでまいります。

子育て世帯等の生活を支援するため、「子育て世帯生活支援特別給付金」に併せて、対象外の子育て世帯に対し、「町独自の特別給付金」を支給いたします。

令和4(2022)年度の住民税非課税世帯等に対しては、生活・くらしの支援を行う事業として「くらし応援金券」を速やかに交付してまいります。

さらに、農業者及び漁業者への「物価等高騰緊急支援事業」を実施し、燃料費や資材費などの物価上昇分の一部を助成してまいります。

加えて、国が示す「新しい生活様式」の一つである「キャッシュレス決済の普及促進」と併せて、町民サービスの向上と公共施設における感染防止を徹底するため、窓口における「キャッシュレス決済の導入」を進めてまいります。

引き続き、感染症対策を継続して徹底するとともに、長引くコロナ禍の影響を受けた町民生活や地域経済を守り支えてまいります。

(2) くらす

二つ目の柱は「くらす」。子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくりであります。

人口減少・少子高齢化の中で、子育て世代がむかわ町を選び、むかわ町で暮らし、結婚し、そして、子どもを産み育てていくためには、もう一段上の支援策が必要と考えており、そのために「(仮称)むかわ町子育て応援基金」を創設し、未来の宝である子どもたちが、何よりも健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

国の政策である幼児教育・保育の一部無償化のもと、引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子育てできる施策を積極的に進めてまいります。また、来年4月に発足予定のこども家庭庁の動向も踏まえ、分野横断的に連携した取組を進めてまいります。

増加・多様化する保育需要への対応として、「こども園の運営支援」や「保育士の確保・育成」などにより、質と量の両面から保育環境の充実を図ってまいります。

特に、今年度から民営化された「さくら認定こども園」については、法人による運営が円滑に進むよう、支援をしてまいります。

保育士の確保策については、新たに「保育人材支援一時金交付事業」を実施するなど、採用後の離職防止の強化を図ってまいります。

また、受け皿となる保育施設等の整備については、関係者や関係機関と協議しながら、多様化する教育・保育ニーズに対応する、「就学前教育・保育施設の充実」を図ってまいります。

さらに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援と、子どもの健やかな成長を育むため「子育て世代包括支援センター」を拠点に母子保健事業の充実を図ってまいります。

妊娠・出産に関する施策については、「妊婦健康診査」や「新生児聴覚検査の費用助成」等を継続実施するとともに、本年4月から特定不妊治療が保険適用になったことから、町の一般不妊治療費助成及び特定不妊治療費助成制度の一部を改正し、「不妊患者の実質負担の軽減」を図ってまいります。

次に、発達障がいやその疑いのある子どもと家族へのケアについては、児童発達支援センターを中心に保護者や関係機関と連携を図りながら、療育指導やこども園等の訪問支援を実施し、子どもたちの成長と発達の支援をしてまいります。

高齢者福祉については、「むかわ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が共に支え合い、安心して元気に暮らせるまちづくりの実現に向け、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムを推進してまいります。

地域福祉については、今年度からスタートするむかわ町社会福祉協議会が策定した「第6期地域福祉実践計画」に基づき、生活支援や居宅介護事業所及び権利擁護体制の強化など、幅広い世代に目を向けた全世代型地域福祉活動の連携促進に努めてまいります。

高齢者への身近な相談支援等を行う地域包括ケア拠点「地域包括支援センター」によるサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れる地域づくりを推進してまいります。

介護予防については、元気な高齢者から要支援者までを対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」による介護予防教室やサロンの開催支援のほか、高齢者の保健事業と併せ、一体的に実施してまいります。

また、旧生田小学校校舎において、本年6月に開所した「ふれあい事業協同組合むかわ研修センター」の外国人技能実習生と、町内事業者とのマッチングの調査・研究を進め、介護人材の確保等、介護サービスを中心に町内事業者への支援に取り組んでまいります。

障がい福祉については、「むかわ町障がい福祉計画」並びに「むかわ町障がい児福祉計画」に基づき、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業等により、各種サービスや相談体制の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

特に認知症や様々な障がい等により判断能力が不十分な方の権利養護支援や成年後見制度につなげるため、広域連携による相談機能の充実を図ってまいります。

さらに、ヤングケアラー等の実態や現状について調査・分析を進めながら、「ケアラー支援条例の制定」を含め、実態に応じた支援体制を確立してまいります。

健康に係る施策については、「健康むかわ21」に基づき、健康づくりを実践していくことで、いきいきと生活できる健康のまちづくりを進めるとともに、「第2次健康むかわ21」の計画策定に取り組んでまいります。

検診（健診）事業については、疾病の早期発見と早期治療につながるよう、がん健診や健康診査のより一層の受診率向上を目指すとともに、予防接種事業については、乳幼児から高齢者までの様々な感染症の予防を図るため、その啓発と接種率向上に努めてまいります。

一方で、震災やコロナ禍の影響により、心身のケアが必要な方々がいることから、引き続き「むかわ町自殺対策計画」に基づく取組を実施してまいります。

地域医療については、鵜川厚生病院と穂別診療所の持続可能な経営運営、安心できる医療体制を確立するため、「病診連携」を深化してまいります。また、新たに国から示された「公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「経営強化プラン」の策定に取り組んでまいります。

住環境の整備については、災害により強い住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示し、多様な主体との連携による住宅・住環境づくりを進めていく上で基本的な指針となる「むかわ町住宅マスタープラン」の改定に取り組んでまいります。

定住促進対策については、「住宅のリフォーム助成制度」を引き続き実施し、「子育て世代の住宅取得支援制度」を創設するとともに、「民間賃貸住宅の建設助成」にも取り組んでまいります。

空き地・空き家の対策については、「むかわ町空家対策計画」に基づき、住環境・生活環境の保全に加え、空き地・空き家バンクの活用を積極的に奨励し、本町への移住、定住につなげてまいります。

老朽化が著しいゴミ収集ボックスについては、助成要件や助成限度額等を見直し、長寿命化や更新を促進してまいります。

汚泥処理・し尿処理については、昭和49(1974)年から胆振東部日高西部衛生組合により共同処理を行っておりますが、施設の老朽化が著しいため、東胆振定住自立圏を中心とした生活排水処理の広域化・共同化に向け、協議を進めてまいります。

(3) まもる

三つ目の柱は「まもる」。災害に強く、安全で美しいまちづくりで

あります。

本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した「むかわ町強靱化計画」に基づいた施策を進めてまいります。

北海道胆振東部地震の災害復旧事業は完了しましたが、引き続き、国や道の支援を受けながら、森林再生や治山事業など、復旧・復興に向けた整備を加速化してまいります。

近年の自然災害の発生リスクが高まり、切迫した中で「日本海溝・千島海溝周辺を震源とする巨大地震への対策を強化する改正特別措置法」が成立し、次の災害に対する日常の備え、災害時の迅速な復興方針がますます重要になっております。

そのため、復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化等を図るため、道内の自治体に先駆けて「事前復興計画」を策定してまいります。

防災情報の共有化については、「地上デジタル放送設備の更新」及び「テレビ向け情報配信プラットフォームの構築」など、情報通信環境を整備するとともに、防災行政無線や戸別受信機、IP告知端末、SNS、スマートフォンアプリ等を有効活用し、関係機関相互の連絡体制並びに町内の情報伝達体制を強化してまいります。

また、水害や土砂災害時、地震・津波並びに感染症拡大時など、有事の際の事前行動計画として整備した各種タイムラインの運用のほか、町民一人ひとりの防災行動計画、マイ・タイムラインの普及活動に努めてまいります。

さらに、地震による被害の軽減を図り、町民の皆さんの安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進するため、「むかわ町耐震改修促進計画」の策定に取り組んでまい

ります。

災害に強いまちづくりには、行政による「公助」のみならず、「自助」・「共助」のもと地域で支え合うことが重要であり、「むかわ町地域防災計画」に基づき防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織・防災マスターの育成・充実を図ってまいります。

災禍を受けたまちとして、震災を決して忘れない・忘れられない、そして将来につなぐ教訓として、9月の防災月間をはじめ、新たな「(仮称)防災キャンプ」など関連事業の推進・促進に努めてまいります。

加えて、これまで締結した包括連携協定に基づく防災・減災体制の強化を図っていくとともに、各種ハザードマップの普及促進にも努めてまいります。

消防行政については、総合防災拠点として整備した消防署鷓川支署庁舎の活用を図るとともに、近年、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両や消防資機材などを計画的に更新してまいります。

また、昨年度から進めている胆振管内の消防通信指令共同運用への課題整理に引き続き取り組んでまいります。

町全体の活気と賑わいを創出するためには、道路・交通網や公園などのインフラの計画的な整備が必要であり、安全で利便性の高い町道の整備、道路・橋梁の定期点検や長寿命化事業を進め、幹線道路の計画的な改修を図ってまいります。

公園・緑地の整備については、「むかわ町公園施設長寿命化計画」の見直しに取り組み、公園施設の更新や計画的な長寿命化対策、緑地空間の充実を図ってまいります。

公共交通機関の運行については、通院や通学、買い物など町民の日常生活の移動手段となる路線バスやコミュニティバス、デマンドバス等の運行を継続し、より効率的で効果的な運行に努めてまいります。

新たな公共交通のマスタープランとなる「むかわ町地域公共交通計画」の策定に取り組み、利用実態や町民ニーズの調査・分析を行い、将来にわたり安心して暮らし続けることができる公共交通ネットワークを構築してまいります。

J R 日高線（鵠川-苫小牧間）については、アクションプランに基づき、沿線自治体と J R 北海道が一体となった利用促進をはじめ、地域住民の足として欠かせない公共交通機関の維持・存続に向けて取り組んでまいります。なお、J R 日高線（鵠川-様似間）の廃線跡地については、財産取得する方向で J R 北海道と協議を進めてまいります。

次に、上下水道事業の実施にあたっては、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、「経営戦略」の見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

上水道事業については、水道施設の老朽化や水量不足が懸念される豊城地区をはじめ、水道未普及地域への計画的な整備に努めてまいります。

また、水道施設の適正な維持管理を図るため、「穂別地区簡易水道第 6 次拡張事業」の実施をはじめ、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

下水道事業については、公共下水道及び農業集落排水において、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

公共施設については、高度経済成長期以降に建設された施設の老朽化が進行しており、集中的に迎える更新時期への対応や適正な維持管理が大きな課題になっております。

そのため、将来世代に負担を残さないよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化に取り組み、より効率的で効果的

な施設整備、再編を進めてまいります。

国においては、脱炭素社会の実現に向け、既に本格的な取組が始まっており、北海道においても「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した様々な取組が進められています。

こうした状況を踏まえ、本町においても「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、省エネルギーはもとより、関係機関との連携による地元資源活用型の再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいります。

併せて、地域への導入支援等を進め、経済と環境の好循環の実現にチャレンジしてまいります。

令和3 2 (2050)年までの脱炭素社会を見据え、再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた再生可能エネルギーの導入目標を設定し、脱炭素化への機運の醸成を図ってまいります。

さらに、再生可能エネルギーの導入目標達成に向け、「(仮称)むかわ町脱炭素社会推進基金」を設置するとともに、「むかわ町地球温暖化対策実行計画」を策定し、オールむかわで温室効果ガス排出量実質ゼロを目指してまいります。

(4) はたらく

四つ目の柱は「はたらく」。産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

まず、農業振興については、国際情勢や国の政策等にも翻弄されない地域農業づくりが求められており、「人」、「農地」、「所得と経営」、「地域」をキーワードに関係機関・団体が一丸となって取り組んでまいります。

農業生産活動や農村集落を支えるのは「人」であり、「むかわ町地

域担い手育成センター」を核に、人材の確保と育成の充実を図ってまいります。また、農業生産現場における労働力不足に対応するため、スマート農業技術の現場実装に向け研究を進めてまいります。

国営かんがい排水事業新鷺川地区については、引き続き事業の促進を図るとともに、関連する用排水路の整備を進めてまいります。

また、機能が低下している農地整備の事業化に向けて取組を推進するとともに、「人・農地プランの法制化」に適切に対応し農地の集積や集約化に努めてまいります。

持続可能な「むかわ農業」には、「所得」の向上と「経営」の安定を図ることが不可欠であり、この実現に向けて「地域農業活性化推進基金事業」の効果検証を行い、内容の充実に努めてまいります。

エゾシカ対策は、農地への侵入防止と個体調整を基本とし、捕獲活動の担い手となる人材の確保と地域が中心となった捕獲体制づくりを支援してまいります。

さらに、農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、経営環境の改善に向けた資金対策として「担い手経営改善資金利子補給補助」を実施してまいります。

水田活用直接支払交付金制度については、制度の厳格化とともに今後5年間で水張りを行わない水田を交付対象外とする見直し方針について、関係機関団体の連携のもと対応を図ってまいります。

農村地域の多面的機能を維持し将来に引き継いでいくため、「多面的機能直接支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」を引き続き実施し地域活動を支援してまいります。

次に、林業振興については、森林環境譲与税を活用しながら豊かな森林の保水機能を高めていくため、町有林の計画的整備を進めるとと

もに、民有林についても、「民有林振興対策事業」や「私有林等整備促進事業」を引き続き実施し、町内の森林整備の推進を図ってまいります。

また、「森林経営計画」に基づいた整備場所への林道や作業道の整備とともに、民有林の路網整備を促進する取組を進めてまいります。

脱炭素社会の実現に向け、森林経営管理制度に基づく所有者意向調査を活用して、未整備森林の整備を推進するとともに、計画的かつ適切に進めるための地域林政アドバイザーを活用いたします。

さらに、公共空間における森林認証材や地域材などの木材利用の推進や、地域での利用促進等の取組を進めてまいります。

エゾシカの被害防止については、新たに地域との共同活動による捕獲技術の伝承・普及のための取組を進め、引き続き、ハンターによる有害鳥獣捕獲の活動を支援いたします。

森づくりは100年の計とも言われており、将来的にわたって中核となる人材の育成は重要であります。胆振管内の林業事業体で働く若者で組織された「胆振林業青年部」の活動を通じ、次世代を担う林業事業体の担い手の確保・育成を促進してまいります。

併せて、木育マイスターを活用して、人と木や森との関わりを豊かに育むことで、森と人をつなぐ「木育活動」を促進してまいります。

森林が有する公益的機能の維持・増進に努め、町民の財産として未来へ守り育て、災害に強く元気に暮らせる森林づくり、循環型の森林づくりを目指してまいります。

次に、漁業振興については、2年連続での歴史的な不漁となったししゃもをはじめとする水産資源の減少や恒常的な魚価の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症による不安定な需給状況や国際情勢の影

響を受けた燃油や資材の高騰等の厳しい状況が続いております。

こうした中、「新しいししゃもふ化場」が本年11月に稼働を開始いたします。ししゃもについては、未だその生態に不明な点が多いことから、漁業関係団体や研究機関との連携を一層強化し、ふ化事業の効果的な実施に向け調査・研究に取り組んでまいります。

また、新たな収入源の確保対策として、鵜川漁業協同組合が昨年から実施している「ほたて稚貝放流事業」に対し、引き続き支援を行ってまいります。

さらに、操業効率の向上や販路拡大等、経営の安定と所得の向上に資する漁協や漁業者の取組については、町としても引き続きサポートしてまいります。

食育を推進する取組については、農業や漁業への理解を深める等、食育の一環として地域産業を身近に感じてもらえる取組を関係団体等と連携を図りながら進めてまいります。

次に、商工・観光の振興については、コロナ禍が長期化している影響により町内経済は非常に厳しい状況にありますが、国や道の経済対策の動向を注視し、これまで実施してきたプレミアム商品券発行事業を見直し、むかわ町商工会と連携しながらポストコロナに向け地元消費が循環し活性化する取組を進めてまいります。

新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う町民の皆さんや事業者等を支援する「起業力^{こうじょう}耕上促進事業」制度については、制度内容の改善や拡充を図りながら継続して実施してまいります。

観光振興については、「むかわ町観光振興方針」に基づき、むかわ町観光協会をはじめ関係団体と連携しながら地域資源を活用したまちづくりを推進するとともに、関係人口・交流人口の創出・拡大、地域ブランド力の強化に努めてまいります。

また、「むかわ町恐竜ワールド構想」に基づく恐竜イベントの開催や地域資源を活用した体験プログラムの開発のほか、スポーツ合宿や大会の誘致、ワーケーションの推進などにより滞在型観光の実現に取り組んでまいります。

広域観光の推進については、これまで継続してきた「東胆振定住自立圏共生ビジョン」に基づく取組、さらに北海道新幹線×nittan 地域戦略会議等、振興局の枠を超えて共通課題に関わっている近隣自治体と引き続き連携した取組を推進してまいります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」については、「むかわ町まちなか再生基本計画」に基づき、鵜川地区、穂別地区それぞれの市街地において、今年度以降、具体的な実践活動の展開へつなげてまいります。

特に「むかわ町まちなか再生基本計画」のサブタイトルに掲げた「今、次世代にみんなでつなぐまちなか共創物語」の実現に向け、主な取組として、①多層的な拠点づくりと好循環の創出、②空き地・空き店舗の活用による賑わいの創出、③住民主体による地域運営と交流・生活拠点整備、④地元資源を活かしたまちなかづくり、⑤両地区をつなぐ取組の充実・強化を着実に進めてまいります。

鵜川地区については、「北海道胆振東部地震で被災した歴史的価値から保存していた旧布施旅館の資材」や「鵜川高等学校仮設生徒寮で使用したモバイルハウス」を貴重なレガシー（遺産）として活用し復興につなげる整備を進めてまいります。

穂別地区については、持続可能な地域運営組織の設立支援を行い、博物館を含めた各施設等との動線、さらにまちなかの周遊性も意識した必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を有する拠点づくりを進めてまいります。

(5) まなぶ

五つ目の柱は「まなぶ」。学びを通して、多様な人材を育てるまちづくりであります。

本町の教育行政方針である「むかわ町教育大綱」に掲げる基本理念、重点目標の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と教育上の課題やあるべき姿を共有しながら、本町が長年培ってきた風土や歴史、文化を育むことで、町民一人ひとりが輝くまちづくりを進めてまいります。

コロナ禍においては、感染症対策を講じながらの学校生活や、急速に進むICT教育への適応など、子どもたちは大きな社会の変化に対応しつつ、日々懸命に学び、遊び、成長する姿を見せてくれています。

このような時こそ、本町の未来を担う子どもたちの健全な成長を我々大人がしっかりと支え育んでいかなければなりません。

学校教育については、ICTにより多様な考え方に触れる機会を創出し、きめ細やかな指導とタブレット端末の活用を推進し、アフターGIGAを見据えた新しいスタイルの授業改善への取組を進めてまいります。

さらに、中高生の学力向上や進路相談などのサポートを行う「^むか^か輪^わ公^く営^{えい}塾」の運営を行ってまいります。

小中学校のコミュニティスクールについては、学校運営協議会を中心に地域学校協働活動を積極的に推進してまいります。

今年度をもって閉校となるむかわ町立宮戸小学校については、閉校記念事業に対する助成を行うとともに、児童に寄り添った統廃合を進めてまいります。

また、本町と町内高等学校との包括連携協定に基づき「むかわ学」

の推進などに努めてまいります。

一方、北海道教育委員会が策定した公立高等学校配置計画案において、穂別高等学校の入学募集を令和7(2025)年度で停止する方針が示されたことから、地域の意見反映も含め協議を進めてまいります。

社会教育については、「第3次むかわ町社会教育中期計画」に基づき、「はぐくむ」「いかす」「つながる」「ささえる」をキーワードに全ての町民が生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境をつくってまいります。

多様な世代がつながる学習機会の充実や次代を担う人材の育成を図るため、多様な学びと成果を活かす場の提供や学びを通じたコミュニティづくり、研修事業を推進してまいります。

学校・家庭・地域が連携して子どもたちを守り育てる地域づくりを推進するため、地域と学校をつなげるコーディネート機能の充実や「ジュニアチャレンジ合宿事業」による家庭の教育力向上、読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。また、新しい図書サービスのあり方の調査・研究を進めてまいります。

カムイサウルス・ジャポニクス（通称「むかわ竜」）をはじめ、恐竜化石等の地域文化財の保護と活用を図り、芸術や文化に触れる機会や学ぶ機会の充実を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブ「むーブ」やスポーツ協会などへの支援を行い、生涯スポーツや健康づくりの推進に加え、競技スポーツの振興にも努めてまいります。

日常生活の中で積極的に食育を実践できるよう「むかわ町食育推進計画」に掲げる基本目標の達成に向け、学校給食への地元産食材の活用など、食育活動を積極的に推進してまいります。

(6) つなぐ

六つ目の柱は「つなぐ」。様々なつながりを活かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクトを着実に推進するため、協働のまちづくりの一環として進めてきた「まちづくりこうじょう 耕上促進事業」を進化させた「共につく 創るまちづくり事業」を創設してまいります。

恐竜化石を縁とした国際交流では、古生物化石の産出地としてリトアニア共和国アクメネ地域市との交流が生まれ、2020東京オリンピックでは、ホストタウンとして認定されました。

次に、モンゴル国科学アカデミー古生物学研究所とは、恐竜化石研究を柱とした連携協定を締結していることから、本町の魅力や日本文化の発信など、交流活動を継続してまいります。

恐竜ワールド構想の推進にあたり、北海道大学総合博物館、北海道恐竜・化石ネットワーク研究会、にっぽん恐竜協議会、国内外の博物館、研究機関、大学、そして化石のネットワークなど、様々な「つながり」を強化してまいります。

また、震災前に策定した「博物館周辺エリア再整備基本計画」の点検・検証を行うとともに、地域課題解決及び未来志向型の博物館の再整備を進めてまいります。

一方で、国や北海道と連携を図り、町内の高等学校や大学、そして地域が一体となって魅力化や地域づくりに取り組み、若者を中心とした地方創生の仕組みの構築にも努めてまいります。

富山県となみ砺波市との姉妹都市交流、スポーツや文化を通じた大学や企業との交流、本町と連携協定を締結した企業との交流等、多様な交流を関係人口の創出・拡大につなげてまいります。

併せて、地域活性化起業人や地域おこし協力隊制度を有効活用し、外部人材等の多様な人材の積極的な受入れを推進してまいります。

震災からの復興やポストコロナを見据えた取組を、町内の産業関係機関が一体となって実施できるよう、「産業関係団体長会議」の機能強化にも努めてまいります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクト「タウンプロモーション推進プロジェクト」については、現行のふるさと会のあり方の見直しを図るとともに、むかわ町応援PR大使の活用をはじめ、むかわファンを増やす取組を強化してまいります。

また、まちなか再生との関わりや地域資源を活かした商品開発など地域のブランディング機能を担う「地域商社」と連携し、稼ぐ力と地域ブランドの向上を図ってまいります。

まちのシンボルである一級河川鵜川を軸とした地域の活性化に向けて、「かわまちづくり計画」の策定に取り組み、自然あふれる清流鵜川を活かした取組を推進してまいります。

自主財源の確保対策となる「ふるさと納税寄附金」については、利便性の向上や返礼品の充実、手続きの効率化を図るとともに、本町の魅力を発信するタウンプロモーションと捉え、より多くの方々の応援をいただきながら、関係人口の拡大につながるよう努めてまいります。

今後、生産年齢人口の減少や老年人口が進行し、町税収入等の減少や社会保障関係経費の増加が見込まれ、公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となるなど、財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

これらの課題を次世代に先送りせずに、町の行財政運営を安定的に維持し、持続可能なものとしていくためには、限られたリソースを有効活用し、優先順位を踏まえた取組が求められております。

そのため、中期財政運営指針で示す健全性を確保するための目標値を意識し、「むかわ町行政改革大綱（2021）」に基づく取組を推進するとともに、引き続き、事務事業の見直し等に取り組んでまいります。

令和8（2026）年には、むかわ町誕生から20周年という意義深い年を迎えます。これまでの歩みに感謝する記念事業の準備を進め、歴史を未来につなぐまちづくりを進めてまいります。

4 むすび

以上、町政運営の基本的な考え方と、4年間の主要な施策について申し上げます。

今年度は、今後10年間の第2次むかわ町まちづくり計画の2年目となります。本計画のまちの将来像の実現に向け、いかなる時ももう一步踏み出すよう、全力で各種事業に取り組んでまいります。

また、全国的に大規模な自然災害が頻発する中、北海道胆振東部地震の経験を生かし、高い危機意識を持って、時代の変化に的確に対応できる持続可能なまちづくりに努めてまいります。

そして、本町には様々な課題や解決しなければならない問題が山積しております。

しかし、前途に光明を見出し、今なすべきことを町民の皆さんと共有し、災害により強い「これからもこの町で暮らしていきたい」と感じていただけるよう、「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向け、誠心誠意取り組んでまいります。

町民の皆さん、そして、町議会議員の皆さんにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

むかわ町民憲章

むかわ町は、広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鶴川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然にまつまれたまちです

私たちむかわ町民は、この自然に感謝し、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、心豊かに人々との絆を大切に希望のある明るい未来を拓くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます

- ◎自然を愛し、心豊かで、産業を育む活力あるまちに
- ◎みんなが力をあわせ、互いにあいさつと笑顔を交わす住み良いまちに
- ◎心とからだをきたえ、学びや仕事にはげみ、元気に過ごせるまちに
- ◎未来を担う子どもたちを見守り育て、生き生きと明るい希望あふれるまちに
- ◎常に挑戦する気持ちを持って進歩するまちに

(平成28年3月27日制定)